

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者	送付委員会名
5 年 第 30 号	5. 1 2. 1 1	<p>茨城県迷惑行為防止条例の改正罰則強化に関する陳情</p> <p>令和 2 年 4 月 1 日より施行の茨城県迷惑行為防止条例は、迷惑行為の抑止効果が不十分である。 よって、下記事項を陳情する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第10条第 2 項、及び第11条第 2 項から「常習として」の文言の削除による罰則の対象範囲の拡大。</li> <li>2 第11条第 2 項の罰則について「6 月以下の懲役又は50万円以下の罰則に処する」から罰則を強化し「6 月以下の懲役又は100万円以下の罰則に処する」への変更。</li> </ol> <p>[茨城県迷惑行為防止条例に関する陳情項目細部説明]</p> <p>茨城県水戸市大工町、茨城県水戸市天王町、茨城県土浦市桜町、茨城県つくば市天久保等に代表される茨城県内の客引き行為について令和 2 年 4 月 1 日施行改正された茨城県迷惑行為防止条例の第 6 条について無料の案内所での客引き行為の罰則が軽く、街中には店頭での挨拶にとどまらない執拗な客引き行為が横行している。</p> <p>例として挙げる2023年の茨城県警察の活動であるが、</p> <p>例①：2023年11月 1 日茨城県水戸市大工町にて迷惑行為防止条例違反（客引き）の疑いでラウンジ経営者34歳男性が現行犯逮捕</p> <p>例②：2023年 3 月23日茨城県土浦市桜町にて迷惑行為防止条例違反（客引き）の疑いで風俗無料案内所従業員27歳男性が現行犯逮捕</p> <p>例③：2023年11月16日茨城県土浦市桜町にて迷惑行為防止条例違反（客引き）の疑いで風俗無料案内所従業員27歳男性が現行犯逮捕</p> <p>等、現状は私服警察官に直接声を掛けた現行犯逮捕にとどまり、現行の茨城県迷惑行為防止条例について改正された2020年よりの検挙数は、</p> <p>2020年 3 名（桜町 2 名、大工町 1 名（こちらは風営法違反による 6 ヶ月以下の懲役））</p> <p>2021年 1 名（桜町）</p> <p>2022年 0 名</p>	個人	文教警察

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
		<p>2023年5名（現時点迄桜町3名、大工町2名） となっており抑止効果がある件数の検挙とは決して言えない数字である。</p> <p>例③の現行犯逮捕の事案についても釈放された当日から客引き行為を再び反省する事なく行っている事を確認している。</p> <p>直近11月1日の大工町での客引き行為はニュースにもなっているが実情は茨城新聞Web11/7「違法客引き相次ぐ 茨城・水戸の大工町周辺 コロナ後『活気戻らず』」の通りである。</p> <p>※以下、記事より抜粋※</p> <p>大工町地区繁華街事業者協会（工藤勝則会長）によると、近年は大規模店から独立して出店する動きも加速しており、繁華街を訪れた人々の「争奪戦」が激化しているという。</p> <p>飲食店従業員たちは、違法性を認識しながらも客引き行為を継続しているとみられ、「水戸は客引き命。店舗は多いのに客が少ない」「本当にひどい状況。コロナが明けても活気が全然戻っていない」「入れた客数の歩合制。客引きしないと給料が出ない」などの声が聞かれた。キャバクラ店幹部という男性も「従業員に給与を払うため、客引きはやめない」と話した。</p> <p>抜粋にもあるとおり罰則、罰金が少なく、取り締まりの件数自体も少ない為現状の逮捕者は私服警察官に直接声を掛けた者にほぼ限定されている。</p> <p>また現行の法令では罰則、罰金が軽い為、警察官の見回り中のみ姿を隠し、居なくなった事を確認すると再度客引き行為を継続する者ばかりで抑止があるとは言えない状況である。</p> <p>合わせて現行の条文では罰則に関し【常習として】客引きを行っている者のみが6月以下の懲役又は50万円以下の罰金となっており、罰則の適用が難しい状況となる。</p> <p>同様の事案に悩まされていた富山県も令和5年4月1日より条例を改正し施行している。</p> <p>具体的な内容は下記になる。</p> <p>※富山県迷惑行為等防止条例より抜粋※ (不当な客引行為等の禁止)</p> <p>第9条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。</p>		

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者	送付 委員会名
		<p>(1) 次に掲げる行為について客引き（ウに掲げる行為に係る利用者に対する勧誘を含む。第3項において同じ。）をすること。</p> <p>ア 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供</p> <p>イ 歓乐的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供</p> <p>ウ ア又はイに掲げる行為に係る営業に関する情報の提供</p> <p>エ 午後10時から翌日の午前6時までの時間において専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供</p> <p>(罰則)</p> <p>第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金又は拘留に処する。</p> <p>(6) 第9条第1項の規定に違反した者</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>とあり特に第9条（不当な客引き行為等の禁止）に関し大きく2つの追加を加えている。</p> <p>①規制対象業種の追加 具体的には従来の性風俗店に加えキャバクラ等の接待飲食営業、風俗案内所及び深夜マッサージ店等を仮装した性風俗店を追加している。</p> <p>②規制行為の追加 具体的には大きく規制行為の追加も内訳で2点内容が追加されている。</p> <p>(ア)：客引きをさせる行為についても規定し違反した者は罰則（100万円以下の罰金）を定めている。</p> <p>(イ)：指定地域に置ける客待ち行為を規制している。</p> <p>①や②の（イ）については既に茨城県迷惑行為防止条例で定められているが常習では無い場合の行為についても富山県の条例の場合罰則が設けられており茨城県においても同様の規則を追加する必要があると考える。</p> <p>他県にはなるが迷惑行為防止条例適用による逮捕事案が警視庁生活安全特別捜査隊により執行されている。</p> <p>令和5年5月10日東京・神田にて風俗案内所を経営する人物と従業員ら計5</p>		

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
		<p>名を都迷惑防止条例違反で逮捕した事を発表したと告知されている。</p> <p>これまでは客引きをしている人物を現行犯逮捕しても「フリーで仕事を請け負っていた」などと言い逃れをするケースも多く雇用関係の立証が難しかったとの事だったが客引き行為を行っていた実行犯である従業員と経営する人物が無線で指示を飛ばしており雇用関係があると判断され逮捕に至ったと報道されている。</p> <p>茨城県の迷惑行為防止条例においても警察署との連携を密にして哨戒中の警察官への客引き行為の現行犯逮捕以外についても検挙を重ね地域毎、客引行為を行うメリットと少ないデメリットの現状を打破する必要があると考える。</p> <p>またいずれの罰則においても現状では現行犯逮捕をされた場合、留置所に拘留されて最大で20日後に略式起訴で罰金を支払ってまた客引き行為に復帰している状況である。</p> <p>先に挙げた2023年11月16日に土浦市桜町の路上で巡回中の警察官に客引き行為を行い現行犯逮捕された人物も2023年11月18日には何事も無かったかのように土浦市桜町の路上で客引き行為を行っている姿を確認している。</p> <p>また現状では初犯の場合では罰則すら無く、経営している店舗や法人としてみれば痛くも痒くもない額となり条例違反により逮捕される事自体が抑止効果になっていないのが現状である。</p> <p>拘留期間も比較的短く、略式起訴では前科が付かないと言うのも客引き行為が繰り返される原因の一つであると考え。</p> <p>つまり指定の地域、</p> <p>水戸市：泉町三丁目、五軒町三丁目、栄町一丁目、三の丸一丁目のうち1番から4番まで（住居表示）、大工町一丁目、大工町二丁目、天王町のうち4番から7番まで（住居表示）、宮町一丁目、宮町二丁目</p> <p>土浦市：有明町、桜町一丁目から桜町三丁目まで、大和町</p> <p>の指定地域内での罰則を強化するとともに罰則の対象となる行為、対象を拡充する改正が必要だと考える。</p> <p>よって第11条第2項【常習として第3条、第4条、第6条第1項又は第7条第1項から3項までの規定に違反した者は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。】を改正し【常習】の文言を外したうえで罰則についても現状の6月以下の懲役又は50万円以下の罰金から100万円に引き上げるなどの罰則の強化が必要だと考える。</p>		

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
		<p>また客引き行為以外の客待ち行為に対しても規制を設け、客待ち行為を行う業種により罰則を制定するなどし、呼び込みやティッシュ、チラシの配布などの一般的な行為について規制に該当せず、自由を抑制しないように配慮する必要もあると考える。</p> <p>茨城県の歓楽街の浄化の為に早々に罰則の強化と対象の拡大が必要だと考える。</p>		